

2025年
10月1日～
受付開始

3号建築物※1、昇降機、擁壁※2の 建築確認申請等の電子化を開始します！

※1 建築基準法第6条第1項第3号(同法18条の規定によるものを除く)が対象です。

※2 建築基準法施行令第138条第1項第5号に規定する擁壁が対象です。

一般社団法人建築行政情報センター(ICBA)が提供する
電子申請システムを利用します。

- ・申請データへの**電子署名は不要**です。
- ・申請者の**システム利用の負担はありません**。

手数料の納付はグラファーを利用します。

システムの利用
はこちらから



ICBA 電子申請システム
(申請先を福岡市で検索してください)

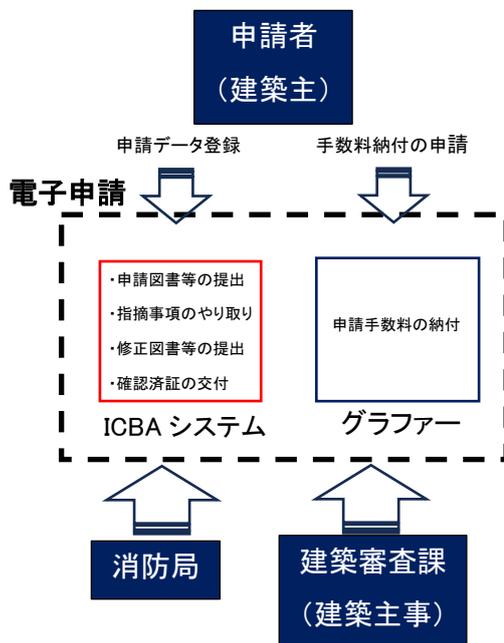
電子申請のメリット

- ・窓口に出向かず、いつでも申請ができます。
- ・電子データを申請図書として扱うので印刷の手間が省けます。
- ・フォームに入力した情報で申請様式を作成できます。
- ・システム内で審査の進捗や担当者とのやり取りが確認できます。



グラファー

電子申請の方法



事前申請とする範囲

- 申請者
- ① ICBA システムで申請データを登録
 - ② グラファーで ICBA から交付された番号等を入力し申請
- 建築主事
- ③ ICBA システムで申請内容を事前審査
 - ④ グラファーで申請手数料を通知

本申請とする範囲

- 申請者
- ⑤ グラファーで手数料を納付
- 消防局
- ⑥ ICBA システムで申請内容を審査
- 建築主事
- ⑦ ICBA システムで申請内容を審査
確認済証の交付

注意事項

- ・申請にあたり利用するシステムは、それぞれに定める利用規約等を遵守してください。
- ・申請にあたり利用するシステムの操作方法は、システム提供元のマニュアルを参考としてください。
- ・休日、祭日、閉庁日等に関わらず電子申請システムに申請が登録された日時を事前申請受付日、申請手数料が支払われた日時を本申請受付日として扱います。
- ・電子化されていない関係規定等の手続については、当該手続の結果が確認できる箇所を複写した電子データを提出してください。

お問い合わせ先

福岡市への電子申請方法について

福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築審査課
TEL:092-711-4577
Mail:shinsa.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

その他システムに関して

一般財団法人建築行政情報センター
TEL:03-5225-7706
Mail:file-kikaku@icba.or.jp

